

支障除去等に対する支援に関する検討会

報 告 書

平成27年9月

支障除去等に対する支援に関する検討会

目 次

はじめに	1
1. 基金制度の必要性・妥当性について	2
2. 費用負担の考え方	6
3. 費用負担の仕組みについて	11
4. おわりに	17
(参考) 図表資料	18
委員名簿	28
(別添) 平成 28 年度以降の支援のあり方について (平成 27 年 9 月 30 日第 5 回検討会における環境省からの報告内容)	

開催状況

	期 日	主な議題
第 1 回	平成 27 年 4 月 30 日(木)	<ul style="list-style-type: none">・不法投棄・不適正処理の現状について・これまでの議論の経緯及び主な議論の概要
第 2 回	平成 27 年 5 月 27 日(水)	<ul style="list-style-type: none">・平成 28 年度以降の支援のあり方について (基金制度の必要性・妥当性について、 費用負担の考え方)
第 3 回	平成 27 年 7 月 1 日(水)	<ul style="list-style-type: none">・平成 28 年度以降の支援のあり方について (費用負担の仕組みについて)
第 4 回	平成 27 年 7 月 22 日(水)	<ul style="list-style-type: none">・支障除去等に対する支援に関する検討会報告書 (案)について
第 5 回	平成 27 年 9 月 30 日(水)	<ul style="list-style-type: none">・平成 28 年度以降の支援のあり方について

はじめに

国、都道府県等、産業界等の関係者による様々な取組の結果、新たに判明した不法投棄・不適正処理は、件数・量ともに減少しつつあるものの、依然として毎年新たな事案が報告されており、今後とも不法投棄・不適正処理の撲滅を目指した取組を強力に進めることが重要である。

こうした関係者の取組にもかかわらず、産業廃棄物の不法投棄又は不適正処理が判明し、当該不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障又はそのおそれ(以下「支障等」という。)の除去又はその発生の防止(以下「支障除去等」という。)が必要となった場合については、まずはその不法投棄又は不適正な処分を行った者(以下「行為者」という。)の責任で行わせるのが原則である。特に、支障等がある場合には速やかな対応が必要であることから、引き続き不法投棄や不適正処理の行為者のみでなく排出事業者や関与者(以下「排出事業者等」という。)の責任も徹底して追求する必要がある。その上で、行為者及び排出事業者等(以下「行為者等」という。)が不明又は資力不足等であって支障除去等が必要な場合には、行政が代執行を行う必要がある。

このように行為者等が支障除去等の措置をとらずにやむを得ず都道府県等が支障除去等を行う場合については、平成10年6月17日以降に発生した不法投棄や不適正処理を対象として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第13条の15の規定に基づき、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金(以下「基金」という。)から支障除去等に必要な費用を支援する制度が設けられている。

この基金については、平成10年の制度の創設以来、国からの出えんに加えて、社会貢献の観点からの産業界からの協力も得て必要な資金の造成が行われ、これまで運営が行われてきたところであり、我が国における不法投棄・不適正処理対策の着実な推進に当たって、重要な役割を果たしてきたものである。こうした中、都道府県等が行う支障除去等に対する支援のあり方については、その後の状況の変化を踏まえ、これまでの間、後述のように度重なる議論が積み重ねられてきたところであり、平成25年2月に取りまとめられた「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書—当面の財政的な支援について—」においては、平成28年度以降の支援のあり方について、基金制度の必要性、妥当性も含めた検討を行い、平成27年度末までに見直しを実施することが必要とされたところである。

これを受けて、平成27年4月に、有識者等で構成される「支障除去等に対する支援に関する検討会」(以下「本検討会」という。)が設置されたところであり、本検討会においては、これまでに積み重ねられた様々な議論を整理した上で、平成28年度以降の支障除去等に関する支援のあり方について、基本的な考え方をとりまとめたものである。

1. 基金制度の必要性・妥当性について

(1) これまでの議論の整理

①平成3年廃棄物処理法改正案における国会審議

- 廃棄物処理法の平成3年改正法案に係る国会審議において、修正案が可決され、同改正法の附則に次の条が追加された。

(検討)

第2条 政府は、廃棄物の処理の実態を勘案して、産業廃棄物管理票制度の適用範囲及び廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復のための方策について、速やかに検討を加えるものとする。

②生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会における検討(平成7～8年度)

- 同専門委員会においては、廃棄物処理法の改正に向けた審議を行い、平成8年9月に「今後の産業廃棄物対策の基本的方向について」がとりまとめられた。
- 同報告書では、原状回復措置の仕組みについて、原因者が不明等であって生活環境保全上問題となるような場合には、都道府県等が直接不法投棄等の原状回復をさらに迅速かつ円滑に行うことができるよう、当該原状回復に必要な資金を手当てる制度を社会システムとして構築することが必要であるとされた。また、費用負担についても、不法投棄の未然防止や原因者の徹底究明を行ってもなお生じる原因者が不明等の場合の原状回復については、原因者に費用負担を求めることができないため、その費用を何らかの形で措置する必要があるとされた。

③原状回復制度研究会における検討（平成8年度）

- 上記専門委員会の報告を受けて、厚生省が設けた原状回復制度研究会では、平成9年1月に「原状回復措置のあり方について」が取りまとめられた。
- 同報告書では、原状回復制度の基本的な仕組みに関し、投棄者不明や資力不足等の場合についても迅速かつ円滑に原状回復措置を行うためには、費用を何らかの方法で手当てる必要があり、この制度については、産業廃棄物が広域的に処理されている実態を踏まえ、全国的な制度として構築することが適当であり、原状回復を行った都道府県等に対して資金を供給するとともに、そのために必要な資金を手当てる仕組みが考えられるとされた。

④基金制度の創設（平成10年度）

- 上記研究会における検討結果を受け、平成9年の廃棄物処理法の改正により、平成10年6月17日以降に発生した不法投棄等事案を対象に、行為者等が原状回復等の措置を取らずにやむを得ず都道府県等が不法投棄等された産業廃棄物に起因する支障除去等を行う場合、基金から支障除去等に必要な費用を支援する制度

が創設された。

⑤不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会における検討（平成 13～14 年度）

- 不法投棄防止の徹底方策、原状回復制度の課題と促進方策のあり方等について検討するため開催された同懇談会では、平成 14 年 7 月に、「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告書」が取りまとめられた。
- 同報告書では、不法投棄事案による生活環境保全上の支障の除去という個々の対応にとどまらず、産業廃棄物に対する国民の不信感を払拭し、信頼を回復し、円滑な産業活動を維持するためには、原状回復を速やかに行うことが必要であり、そのためには当面必要な資金を手当てる社会的な制度が不可欠であるとされた。
- なお、基金の支援は、都道府県等において不法投棄の未然防止・拡大防止対策を徹底し、法に基づく不法投棄の行為者、関与者及び排出事業者全ての責任追及を徹底して行ったにもかかわらず、なお行政代執行せざるを得ない場合に行われるものであり、今後基金に頼らざるを得ない事案が少なくなるよう、国、都道府県等が一体となって不法投棄対策に万全を期すことが必要であるとされた。

⑥支障除去等に関する基金のあり方懇談会における検討（平成 19～21 年度）

- 基金の適正な維持管理と円滑な運用を図るためにレビューを行うために設置された支障除去等に関する基金のあり方懇談会（以下「あり方懇談会」という。）では、平成 21 年 10 月に「関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について」が取りまとめられた。
- 同報告書では、支障除去等は、まずはその不適正な処分を行った行為者等の責任で行わせるのが原則であり、支障等がある場合には速やかに対応させが必要であるとされた。
- その上で、これら支障除去等事業の実施に当たっては、行為者のみによっては実施が困難又は不十分であり、排出事業者等に支障の除去等の措置をとらせることが適当であるときは、引き続き、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及し、なおその上で行為者等が不明あるいは当該事業を行わせる資力がない場合には、行政が代執行により支障除去等事業を行い、地域の生活環境を確保することが極めて重要であるとされた。
- 以上の基本的認識を踏まえ、都道府県等の支障除去等事業に対して引き続き必要な支援を行い、産業廃棄物をめぐる悪循環を断ち切るための施策を一層強力に推進することが必要であるとされた。

⑦支障除去等に関する基金のあり方懇談会における検討（平成 21～24 年度）

- あり方懇談会では、平成 25 年 2 月に「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書—当面の財政的な支援について—」が取りまとめられた。
- 同報告書では、不法投棄や不適正処理については、都道府県等の代執行への着手が遅れれば、支障等の拡大やそれに伴う支障除去等の費用の増大が懸念される

- ため、迅速に支障除去等が実施できるよう支援を行う必要があるとされた。
- また、あらかじめ支援に必要と思われる金額を安定的に確保することができる基金制度は支援に適した仕組みであるとされた。
 - ただし、行政対応に次のような大きな問題があることが確認された場合、支援の対象としないこととされた。
 - ・不法投棄等の事実を把握しながら行政措置が極めて不十分であった事案
 - ・支障等があるにもかかわらず行為者に対して強制力を持たない行政指導を継続することによって、状況に改善が見られないまま措置命令の発出までに多くの時間を費やしたような事案
 - ・措置命令を発出したにもかかわらず行為者による撤去の口約束を安易に受け入れて事態の改善に向けた対応をしないまま何年も時間を費やしているような事案
 - なお、平成28年度以降の支援のあり方については、基金制度の必要性、妥当性も含めた検討を可及的速やかに行い、平成27年度末までに見直しを実施することが必要であるとされた。

(2) 本検討会における検討の方向について

①現状認識

国においては、累次の廃棄物処理法の改正により排出事業者の責任強化や罰則強化等を図ってきた。また、都道府県等においては、行政対応の強化により、不法投棄等の未然防止・拡大防止に積極的に取り組んでおり、事業者においては、廃棄物処理法で定められた以上の適正処理に関する自主的な取組を進めている。

こうした取組により、新たに判明した不法投棄等は件数・量ともに減少しつつあるものの、依然として毎年新たな不法投棄等事案が報告されており、また、残存事案の件数・量については、横ばいの状況が続いている。今後とも不法投棄等の撲滅を目指した取組を進めることは当然であるが、こうした状況を踏まえると、不法投棄等を撲滅することは決して容易ではなく、不法投棄等の中には、支障除去等の措置が必要であるにも関わらず、行為者等が不明又は資力不足等の事案も考えられる（18～21ページ参考図1～参考図4参照）。

②基本的な考え方

(ア) 行為者等に負担を求めることが原則

- 不法投棄等が行われた場合、都道府県知事等は行為者に対して措置命令を発出し、支障除去等のために必要な措置を行わせることが原則であるが、行為者だけでは支障除去等を行うことが困難な場合で、排出事業者等が適正な対価を負担していない等の場合、排出事業者等にも措置命令を発出し、必要な措置を行わせることが適当である（22～23ページ参考図5、参考表1、参考図6参照）。

- 上記によってもなお、措置命令を受けた行為者等が措置を講じない場合や行為者等が不明等の場合には、都道府県等は住民の安全や健康保持のため、行政代執行により支障除去等を行い、代執行に要した費用は行為者等から徴収することが原則である。

(イ) 行為者等が不明又は資力不足等の場合の対応

- 不法投棄等の行為者等の責任を徹底して追及し、なおその上で、行為者等が不明又は資力不足等の場合、支障除去等を行った都道府県等に対する支援が必要である。

(主な理由)

- ・支障等の原因となった産業廃棄物が、不法投棄等が行われた都道府県等以外から持ち込まれている例もあり、支障除去等に要した費用を当該都道府県等のみが負担することは不公平。
- ・排出事業者責任の原則があるにもかかわらず、事業者が排出した産業廃棄物の処理費用すべてを地域住民の税金で負担することについては、コンセンサスが得られないこと。

- ただし、行政対応に次のような大きな問題があることが確認された場合、支援の対象としないことが、引き続き適当である。

- ・不法投棄等の事実を把握しながら行政措置が極めて不十分であった事案
- ・支障等があるにもかかわらず行為者に対して強制力を持たない行政指導を継続することによって、状況に改善が見られないまま措置命令の発出までに多くの時間を費やしたような事案
- ・措置命令を発出したにもかかわらず行為者による撤去の口約束を安易に受け入れて事態の改善に向けた対応をしないまま何年も時間を費やしているような事案

(ウ) 基金制度の必要性・妥当性

- 基金制度の効果としては、次のような点が挙げられる。
 - ・行政代執行費用の財政負担が多大であるからといって躊躇することなく、行為者等に対し迅速に措置命令を発出できること。
 - ・他県から入ってきて不法投棄等された産業廃棄物になぜ地元自治体の財源を充てて支障除去等を行うのかという指摘に対し、産業界による基金への協力があつて支障除去等事業が成り立っているということを十分に説明することで、地元関係者の理解が得られやすくなっていること。また、不法投棄等の撲滅に向けた産業界の取組姿勢への信頼感や評価にもつながっていること。
 - ・支障除去等が必要となるのは、不法投棄等が全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、行為者等が不明又は資力不足の場合に、支障除去等事業に対して必要な支援を行う仕組みを整えることで、行政対応の幅

- が広がり、適正処理システムを補完できること。
- ・行政対応に大きな問題があることが確認された場合には支援の対象としないとされていることが、都道府県等にとっては迅速な措置命令の発出などに向けた動機づけとして働くこととなり、未然防止や早期対応の観点からも有効に機能していること。
 - 不法投棄等は、事案ごとに規模や原因が異なり、代執行費用等がまちまちであるため、基金による支援総額も年度によって金額の開差が大きい(20,332千円(平成20年度)～682,434千円(平成15年度)・制度開始初年度の平成11年度を除く・24ページ 参照図7参照)。
 - こうした点も踏まえれば、あり方懇談会の報告書「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書－当面の財政的な支援について－」(平成25年2月)にも記載されているように、あらかじめ支援に必要と思われる金額を安定的に確保することができる基金方式は支援に適した仕組みであると考えられる。
 - ただし、国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進し、今後の基金必要見込額・基金への出えん額の縮減を目指すことが適当である。

2. 費用負担の考え方

(1) これまでの議論の整理

- ①生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会における検討(平成7～8年度)
- 同専門委員会の報告書「今後の産業廃棄物対策の基本的方向について」(平成8年9月)では、不法投棄の未然防止や原因者の徹底的究明を行ってもなお生じる、原因者が不明等の場合の原状回復については、原因者に費用負担を求めることができないため、その費用を何らかの形で措置する必要があるとされ、この費用負担のあり方をめぐっては、
 - ・産業廃棄物は産業活動に伴い生じるものであることから産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体で負担すべき
 - ・適正処理を行ったことが確認されたものを除く排出事業者が負担すべき
 - ・行政も負担すべき
 - ・排出事業者、処理業者、行政がそれぞれ負担すべきとの意見が出された。

②原状回復制度研究会における検討(平成8年度)

- 上記専門委員会の報告書を受けて、原状回復制度研究会の報告書「原状回復措置のあり方について」(平成9年1月)では、原状回復費用の手当てのあり方の基本的な考え方については、概ね次の3つの考え方には整理できるとされた。

(ア) 産業廃棄物は産業活動によって生じたものであるから、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体で負担すべき。

(イ) 適正処理を行ったことが確認された者を除く排出事業者が負担すべき。

(ウ) 産業界だけでなく、行政も負担をすべき。

(（ア）について）

原状回復費用は産業廃棄物の処理コストにほかならないが、本来、産業廃棄物はこれを排出した事業者の責任において適正に処理されることが原則であり、原状回復が必要となるのはこの産業廃棄物の処理原則が貫徹せず、産業廃棄物が全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものである。したがって、現在のように原因者が不明等の場合に行政がその全額を負担せざるを得ないという状況は本来の産業廃棄物処理の原則からしても不合理であり、産業廃棄物の適正な処理のためのシステムの一環である原状回復制度の確立のためには、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当と考えられるとされた。また、不法投棄等が社会問題化しており、このために産業廃棄物処理システム自体に支障が生じかねない状況にあることから、健全な産業活動を維持するためにも、産業界全体でこの問題の解決に向けて積極的に取り組んでいくべきものと考えられるとされた。

(（イ）について）

適正に処理した者にまで費用負担を求めるることは適当ではないという観点から、適正に処理されたことが確認された者は費用負担の対象から除外されるべきとの考え方である。しかし、このためには、適正に処理したことを公正かつ厳格に確認するシステムが整備されることが前提と考えられるが、そのようなことは容易ではなく、また、システムの維持費が膨大なものとなり、産業界全体で広く薄く負担する場合よりも個々の事業者の負担はかえって重くなるものと予想され、現時点においては現実的な資金の手当ての方法とはなり得ないものと考えられるとされた。

(（ウ）について）

原状回復措置については、産業界が産業廃棄物の処理という観点から一定の支援を行うとしても、本来費用を負担すべき者が存在しない場合に地域の生活環境の保全を図るために行うものであることから、地域住民の安全や健康を保持するという立場から行政としても主体的な役割を担わざるを得ないものであるとされた。

○ 以上から、原状回復制度については、上記の（ア）及び（ウ）を踏まえ、住民の安全や健康の保持の観点から原状回復措置を行う都道府県と、産業廃棄物の処理の観点から一定の役割を担うべき産業界が、双方で負担、協力し、構築していくことが適当とされた。

③基金制度の創設（平成10年度）

○ 基金制度の創設に当たって様々な議論がなされ、その中で、適正な処理を行つ

ている事業者に原状回復の責務はないものの、産業活動に伴って発生した産業廃棄物の不法投棄に対しては事業者としても一定の貢献を行っていくとの認識の下、事業者の自主的な出えんで基金を造成することとされた。

④不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会における検討（平成13～14年度）

- 「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告書」（平成14年7月）においては、不法投棄された産業廃棄物の原状回復は原因者等の責任で行わせるべきものであり、それに要する経費も全て原因者等に負担させることが原則であるとされた。しかし、原因者等が不明又は資力がない場合で、不法投棄による生活環境保全上の支障のおそれがある場合には、地域の環境保全に直接の責務を有する都道府県が、原因者等に代わって必要な措置を講じざるを得ず、産業廃棄物を適正に処理している個々の事業者には、原状回復に対する責任はないものの、産業廃棄物は産業活動の結果として排出されるものであること、住民の目からは個々の事業者というよりも投棄された産業廃棄物に関連する業界全体の問題として受け止められること等を考慮すると、事業者としての社会貢献の観点から、原状回復において一定の役割を果たすことが期待されたとされた。
- また、現在の基金制度は、事業者と行政が半々ずつ負担するという考え方で支援を行ってきたものであり、今後とも、事業者の積極的な社会貢献として原状回復に対する協力が行われていくことが適切と考えられるとされた。
- 今後の基金制度の運用については、代執行を行う都道府県等を不法投棄に関する可能性のあるあらゆる事業者が支援していくという観点に立ち、平成12年改正廃棄物処理法の規制効果による不法投棄量・件数の推移、排出事業者責任の徹底による支援必要額の減少の見通し、産業廃棄物の排出と不法投棄の相関性等を踏まえ、基金への拠出のあり方について見直しが行われる必要があるとされた。
- なお、この報告書をもとに環境省と産業界との間で話し合いが行われ、産業界への拠出要請額を5年で半減等の目標を立てて努力すること、農業関係、医療廃棄物関係、中小企業関係等の団体にも要請を行うこととされた。

⑤「原状回復に関する基金のあり方懇談会」（その後「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」に名称変更）の設置（平成19年度）

- 環境省と産業界の共通理解の下、学識者、産業界、都道府県等から構成される懇談会等を設置することとされ、不法投棄の状況等の評価、産業界の基金への協力の必要性、廃棄物の排出実態をより反映しながら広く薄く拠出されるような出えん方法等について、平成21年度までを目指し、検討し、結論を得ることとされた。なお、それまでの間は、これまでと同様、事業者の社会貢献として基金への出えんを要請することとされた。
- また、産業界への拠出要請額を3年で1割減とすることや事案の審査体制の見直し、基金からの支出を可能な限り計画的に行うこと、医療関係のみならず、農業関係、中小企業関係等の団体にも拠出を要請することが共通理解とされた。

⑥支障除去等に関する基金のあり方懇談会における検討（平成 19～21 年度）

- あり方懇談会の報告書「関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について」（平成 21 年 10 月）では、排出事業者、収集・運搬業者、処理業者等の産業廃棄物の処理に関わるあらゆる業界又は事業者が社会貢献の観点から広く基金に出えんしていくものとされた。

⑦支障除去等に関する基金のあり方懇談会における検討（平成 21～24 年度）

- あり方懇談会の報告書「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書－当面の財政的な支援について－」（平成 25 年 2 月）では、不法投棄又は不適正処理の行為者や関与者、排出事業者が支障除去等や費用負担を行わない部分については、不法投棄又は不適正処理による水質汚濁、悪臭、廃棄物の飛散等の生活環境保全上の支障等を除去するための費用を広く分かち合うことが適当であるとされた。
- このため、都道府県等においては、住民の安全や健康の保持の観点から支障除去等を実施し、国においては、個別事案の状況、事業実施の緊急性、優先性も考慮し、支援の必要性等について産業界に説明し、所要額の目安を示して出えんを依頼するとともに、基金の造成に必要な経費を補助し、さらに、産業界においては、国からの出えん依頼を受けて、社会の安全・安心に寄与するため社会貢献の観点から、目安を踏まえ可能な範囲で自主的に基金への出えんに協力することが期待されるとされた。

（2）本検討会における検討の方向について

①見直しに当たっての基本的な考え方

- 支障除去等は、まずは行為者の責任で行わせることとし、行為者のみによっては支障除去等の実施が困難であり、排出事業者等に支障除去等の措置をとらせることが適當であるときは、行為者のみでなく、排出事業者等の責任も徹底して追及することが原則である。行為者等が支障除去等を行わない場合には、都道府県等が行政代執行を行い、代執行費用を行為者等に求償し、行為者等が費用負担することが原則である。
- このように行為者や排出事業者等に対する責任追及を徹底的に行った上で、行為者や排出事業者等に支障除去等や費用負担をさせることができない部分について、費用負担のあり方をどうするかが課題であり、都道府県等だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を行うことが適當である。
- 国や都道府県等は、地域住民の安全や健康を保持するという立場から、費用負担について主体的な役割を担うことが適當である。
- 支障除去等が必要となるのは、排出事業者の責任において適正処理が行われるべ

きという処理原則が貫徹せず、全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものであり、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を積極的に担うことが妥当である。また、支障除去等の事業の実施に当たって地元関係者の理解を得る上でも、産業界による基金への協力が重要な役割を果たしている。

- このため、これまでの議論を踏まえ(※)、適正に処理している事業者には支障除去等に対する法的責任はないことを前提としつつ、社会貢献の観点から、基金への拠出について広く薄く協力を求めることが適当である。

※産業界による費用負担の考え方についてのこれまでの議論

産業界による費用負担の考え方については、これまでの議論を、以下の（ア）～（エ）のとおり整理することができるが、最終的には（エ）の社会貢献という考え方に基づくものとされ、現在に至っている。

（ア）広い意味での原因者負担

産業廃棄物は産業活動によって生じたものであることから、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体に広く薄く費用負担を求めるという考え方。

（イ）受益者負担

不法投棄等は産業廃棄物全体の適正処理システムからはみ出た結果によるものと考えられることから、廃棄物処理システムの社会的受益者である産業界全体に広く薄く費用負担を求めるという考え方。

（ウ）リスクに基づく負担

不法投棄等を産業廃棄物処理システムと不可分なリスクと捉え、産業廃棄物に関わる事業者に広く薄く費用負担を求めるという考え方。

（エ）社会貢献

不法投棄等による水質汚濁、悪臭、廃棄物の飛散等の生活環境保全上の支障等を除去し、社会の安全・安心に寄与するという社会貢献の観点から、産業界全体が支障除去等の費用を広く薄く負担するという考え方。

3. 費用負担の仕組みについて

(1) これまでの議論の整理

①生活環境審議会廃棄物処理部会産業廃棄物専門委員会における検討(平成7～8年度)

- 同専門委員会の報告書「今後の産業廃棄物対策の基本的方向について」(平成8年9月)では、費用徴収の方法としては、
 - ・排出事業者から排出量に応じて直接徴収すべき
 - ・処理業者から徴収すべき
 - ・自社処分の場合を含め最終処分場から最終処分量に応じて徴収すべきなどの意見が出された。
- また、国は、生活環境の保全上、原状回復措置の確立が極めて重要かつ緊急の課題であることを十分認識し、これまでにこの議論をめぐり示された様々な意見を踏まえ、早急に具体的な措置のあり方について検討を進めていく必要があるとされ、その際、不法投棄の実態を踏まえ、制度の公平性、即応性、実効性の確保や制度実施のためのコストにも配慮するとともに、モラルハザードを引き起こすことがないよう十分留意すべきであるとされた。

②原状回復制度研究会における検討(平成8年度)

- 上記専門委員会の報告書を受けて、原状回復制度研究会の報告書「原状回復措置のあり方について」(平成9年1月)では、個々の事業者から強制徴収を前提とするような形で費用負担を求めるについて、
 - ・不法投棄が明らかに特定の業種に特に集中して生じているという状況においてすべての事業者に対して一律に負担を強制することについては公平性の面で問題があること
 - ・個々の事業者から一定の基準に基づき厳密に費用を徴収する場合には、徴収に係る事務コストが膨大になる等徴収の効率性や実効性の面で問題があること
 - ・不法投棄のように故意の不法行為によりもたらされた結果に対して、これと全く関係のない適正に処理を行っている事業者にまで負担を強制するに足る十分な理由に乏しく、関係者の理解を得られにくいこと等から困難と考えられるとされ、原状回復費用については、むしろ、産業界に対して、産業廃棄物の適正な処理システムの確立のための社会的なコストとして、自主的な拠出を求めていくべきであるとされた。
- この場合、産業界からの拠出が安定的に行われることを担保する何らかの仕組みが必要であり、その際、不法投棄問題の中に占める位置づけを考慮し、業種によっては、とりわけ積極的な役割を果たすことが望まれ、任意の拠出を前提にするのであれば、産業界の中でも業種により産業廃棄物の処理や不法投棄、さらにはその取引実態が異なることを考慮し、各事業者からの資金の拠出の方法等については、公平かつ効率的に資金を集めるという観点から、それぞれの業界に委ね

るべきものと考えられるとされた。

③基金制度の創設（平成 10 年度）

- 上記研究会の報告書を踏まえ、個々の事業者から強制徴収を前提とするような費用負担を求めるのではなく、むしろ、産業界に対して自主的な拠出（任意の拠出）を求めるべきとされ、毎年、環境省が産業界に対し出えんを要請するという現行方式となった。

④不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会における検討（平成 13～14 年度）

- 「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告書」（平成 14 年 7 月）においては、今後の基金制度の運用については、代執行を行う都道府県を不法投棄に關係する可能性のあるあらゆる事業者が支援していくという観点に立ち、平成 12 年改正法の規制効果による不法投棄量・件数の推移、排出事業者責任の徹底による支援必要額の減少の見通し、産業廃棄物の排出と不法投棄の相関性等を踏まえ、基金への拠出のあり方について見直しが行われる必要があるとされた。（再掲）

⑤「原状回復に関する基金のあり方懇談会」（その後「支障除去等に関する基金のあり方懇談会」に名称変更）の設置（平成 19 年度）

- 環境省と産業界の共通理解の下、学識者、産業界、都道府県等から構成される懇談会等を設置することとされ、不法投棄の状況等の評価、産業界の本基金への協力の必要性、廃棄物の排出実態をより反映しながら広く薄く拠出されるような出えん方法等について、平成 21 年度までを目指し、検討し、結論を得ることとされた。（再掲）

⑥支障除去等に関する基金のあり方懇談会における検討（平成 19～21 年度）

- あり方懇談会の報告書「関係者の役割と適切な費用負担等のあり方について」（平成 21 年 10 月）では、今後の費用負担等のあり方の検討においては、廃棄物処理法に基づく基金と類似した基金制度を整理（25 ページ 参考表 2 参照）するなどして新たな支援のスキームも含めた検討を進めたが、解決すべき様々な課題等もあり、関係者の合意を得て直ちに導入できるようなスキームを構築するには、まだ一定の時間がかかるとされた。
- 平成 22 年度以降の基金について、まず、「これまでの取組の効果による不法投棄量・件数の推移」や「都道府県からの基金への支援要請の状況」、「不法投棄等がなされ支障等のある産業廃棄物の種類やその実行者の状況」等を踏まえ、基金の今後の必要額の試算を行い、この試算された必要額を上限として、引き続き現行の支援スキームにより、代執行を行う都道府県等を支援することとされた。

⑦支障除去等に関する基金のあり方懇談会における検討（平成 21～24 年度）

【報告書として取りまとめられた内容】

- あり方懇談会の報告書「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書—当面の財政的な支援について—」（平成 25 年 2 月）では、平成 25 年度以降の支援については、不法投棄及び不適正処理を撲滅することは困難であり今後も支援が必要な事案が発生するという認識の下、各種の負担等の方式について検討を行ったが、その根拠、実現可能性等から成案としてとりまとめられるものはなかったとされた。
- なお、平成 28 年度以降の支援のあり方については、基金制度の必要性、妥当性も含めた検討を可及的速やかに行い、平成 27 年度末までに見直しを実施することが必要であるとされた。（再掲）

【あり方懇談会の検討過程における内容】

- 第 11 回あり方懇談会（平成 23 年 10 月 12 日）においては、集めやすいところから集めるというのではなく、できるだけ不公平感の少ない負担による支援方式とすること、一部の業種が集中して負担するのではなく、産業廃棄物に関する方から広く薄く基金の財源を集める仕組であること、基金の財源を集めるためのコストができるだけかからないこと、業種ごとの負担を考える際に必要な配慮をすること、などを踏まえ、まず次の 6 つ的方式についてメリットとデメリットが整理された。（26 ページ 参考表 3 参照）

表 1：第 11 回あり方懇談会で示された、新たな支援スキーム案の検討比較

<p>産業廃棄物排出量に応じた負担</p> <p>負担者：排出事業者 強制徴収</p>	<p>(メリット) 排出事業者全体での公平な負担となること</p> <p>(デメリット) 対象数が膨大なため、一定規模以上の排出事業者を対象とすることが考えられ、一部の排出事業者のみが対象となる可能性があることなど</p> <p>(主な指摘)</p> <ul style="list-style-type: none">・原因者負担を基礎にする発想といえる。・不法投棄という明確な犯罪行為に対して、業が同じであるとか、近接しているとかというだけで負担を求めるのは、原因者負担の考え方とずれるのではないか。・排出事業者全体で負担することが、なぜメリットなのかということが分からない。
<p>産業廃棄物処理量に応じた負担</p> <p>負担者：処理業者・処理施設設置者 強制徴収</p>	<p>(メリット) 処理業者全体での公平な負担となること</p>

	<p>(デメリット) 負担者が比較的多いため、事務処理コストが高くなることなど</p> <p>(主な指摘) <ul style="list-style-type: none"> ・原因者負担を基礎にする発想といえる。 ・処理業者全体で負担することが、なぜメリットなのかということが分からぬ。 </p>
産業廃棄物最終処分量に応じた負担 負担者：最終処分場設置者 強制徴収	<p>(メリット) 負担者が比較的少ないため、事務処理コストが比較的低くなることなど</p> <p>(デメリット) 中間処理により再生利用又は減量化された量については対象とならないことなど</p> <p>(主な指摘) <ul style="list-style-type: none"> ・原因者負担を基礎にする発想といえる。 </p>
マニフェスト料金に付加した負担 負担者：マニフェスト交付者 強制徴収又は任意拠出	<p>(メリット) 費用負担を広く薄く分かち合うことができること、既存制度活用のため事務処理コストが他と比較して低くなること</p> <p>(デメリット) 自己処理が対象外になること、既存料金へ上乗せした場合、実質的な料金値上げとなることなど</p> <p>(主な指摘) <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理システムを使っているという広い意味での受益者負担を基礎として考えることができ、非常に広く薄く負担するという考え方。新しい考え方を示すものとして検討に値する。 </p>
団体等の出えんによる負担 負担者：業界団体・企業 任意拠出	<p>(メリット) 任意の出えんであることなど</p> <p>(デメリット) 産業界から負担額の公平性について不満が見られることなど</p> <p>(主な指摘) <ul style="list-style-type: none"> ・現行の制度であって、10数年継続して制度的に限界に来ているということで、新しい支援スキーム案には入らないのではないか。 </p>
処理業者が加入する保険制度(共済制度)からの負担 負担者：処理業者 強制徴収	<p>(メリット) 処理業者全体での公平な負担となることなど</p> <p>(デメリット) 加入者以外が不法投棄等を行った場合に対応できない可能性もあることなど</p>

	(主な指摘) ・支障除去等に対する支援に限らず、不法投棄等を減らしていくために重要ということで、10年ぐらい前から検討されているが、なかなか保険会社が引き受けてくれないというところがあった。
--	--

○ 第11回あり方懇談会では、表1に記載した主な指摘があった。

- ・必ずどの案にもそれぞれメリット、デメリットがあるので、それぞれの項目を、もし実現するとしたらどういう課題があるのかという整理の仕方をしないと、ここから先何も進めないとと思う。
- ・負担を求める考え方をきちんと整理しないと、どういう方式かということだけを書かれても分からない。

○ 第12回あり方懇談会（平成24年1月20日）においては、上記の比較検討を踏まえ、排出量に応じた負担と考えられる方式、事務コストができるだけ少なくできる方式、産業界全体で広く薄く負担を求める方式として、上記6つの方式のうちから次の3つの方について検討が行われた。（27ページ 参考表4参照）

表2：第12回あり方懇談会で示された「新たな支援スキームにおける事業者負担分の検討(案)」から抜粋

方式(案)	主な課題	課題解決についての主な検討
産業廃棄物排出量に応じた負担	排出事業者数が膨大で、短期間に多大な事務量が発生する。	事務コストを考慮し、一定の排出量以上の事業者に限る。
産業廃棄物最終処分量に応じた負担	排出された産業廃棄物をすべて再生利用する者や中間処理後に残さを発生させない者が負担をしないこととなる。	最終処分量に応じた負担として検討する。
マニフェスト料金に付加した負担	マニフェストを使用しない者（自己処理を行う者や許可不要業者）について徴収が困難である。	許可不要業者のうち大量に処理を行っている者については、別途協力を要請する。

○ 第12回あり方懇談会では、以下のような指摘があった。

- ・提案された三つの案は、いずれも、それぞれの業種、あるいは事業者が持っているリスクを公平に評価するような尺度になるとも思えないし、合理的に説明できる内容ではないのではないか。
- ・従来、社会貢献として任意の拠出であったものが、この三つの案で見れば、義務的な色彩が非常に強いということについて抵抗感がある。
- ・不法投棄が大社会問題になっていた時でさえ、義務的なものとはしなかった

わけで、その後、関係者が一生懸命努力して、基金の負担をしながら、不法投棄を減らしてきているという中で、義務的なものとするかを検討する必要があるということについては、納得できない。

- ・任意か義務かを決めるわけではない言いながらも、どちらにも通用する考え方だというのは、ある意味で法的責任を踏まえたところに負担を求めるに、こういう考え方は、今までの議論の流れと合わない、率直に違和感を持っている。

- 以上のとおり、各種の負担等の方式について検討を行ったが、その根拠、実現可能性等から成案としてとりまとめられるものはなかったとされた。

(2) 本検討会における見直しに当たっての基本的な考え方

- これまでの議論を踏まえれば、平成28年度以降の支障除去等に対する支援のあり方の見直しに当たっては、これまでの方式あるいはその延長線上での基金の造成は難しく、新たな方式とすることが適当である。
- 具体的には、前述の費用負担の考え方を踏まえ、あり方懇談会において検討された各種の支援スキーム案を参考としつつ、以下の点を基本として、制度設計を行うことが適当である。
 - ・できるだけ不公平感の少ない方式とすること
 - ・一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
 - ・基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
 - ・強制ではなく任意による協力とすること
- 環境省においては、早急に関係者と調整の上、平成28年度以降の支障除去等に関する支援のあり方について具体的な制度設計を行い、その結果を本検討会に報告されたい。また、新たな制度設計の内容を踏まえ、必要に応じて、基金の運営体制についても所要の見直しを行うことが適当である。

4. おわりに

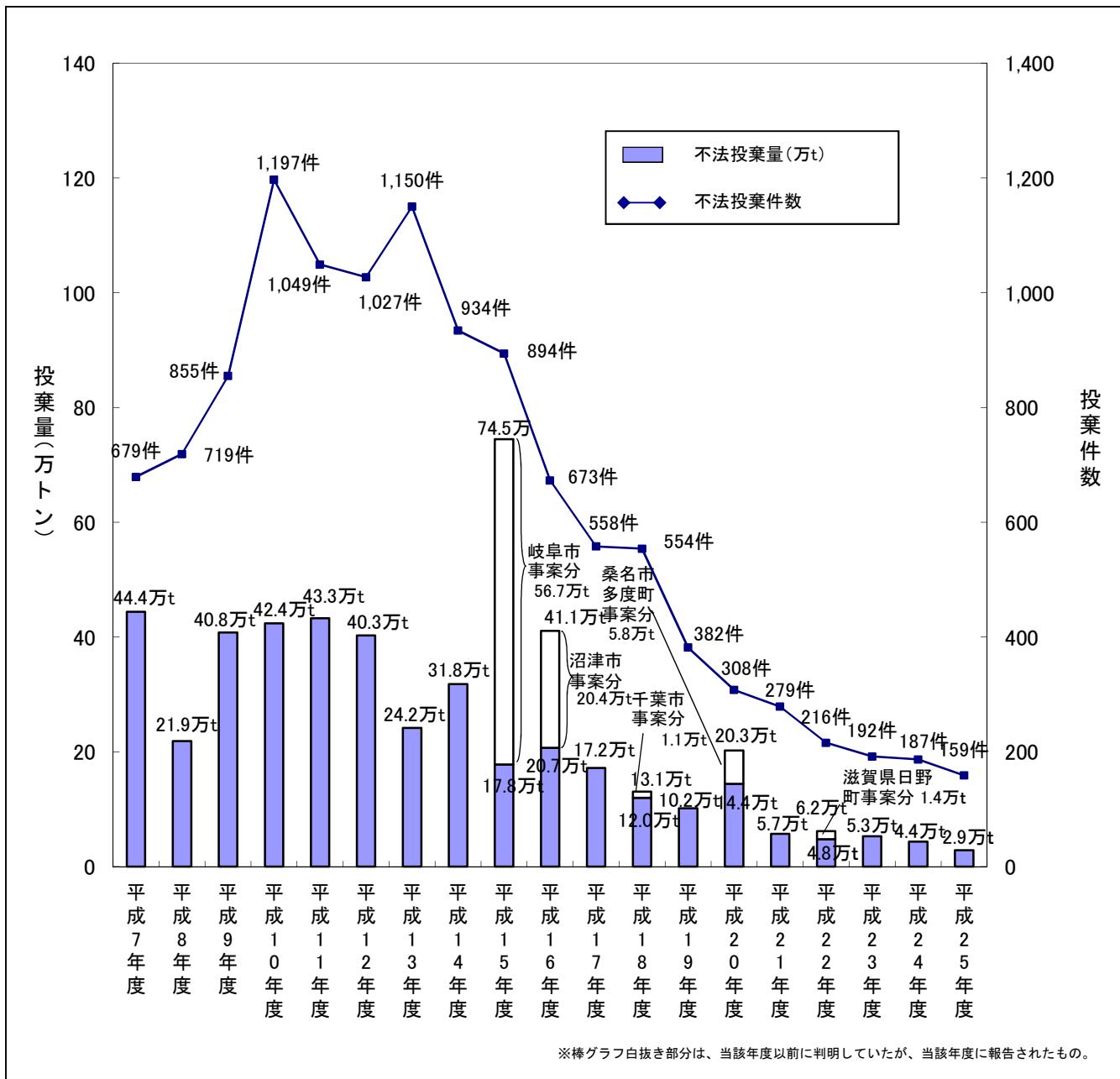
本検討会においては、平成28年度以降の支援のあり方を中心に検討を行ったが、何よりも重要なことは、不法投棄・不適正処理の撲滅を図ることである。不法投棄・不適正処理の撲滅に向け、引き続き排出事業者責任を基本として、関係者が一体となった取組を進めるべきである。

個々の不法投棄・不適正処理に対しては、取締りや監視の強化等による未然防止対策が第一であるが、それでも不法投棄・不適正処理がなされた場合には、行為者等の責任追及と原状回復・是正を徹底することが原則である。基金による支援は、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、行われるものである。

こうした認識の下、基金による今後の支援については、国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、定期的に点検・評価を行うことが適当である。

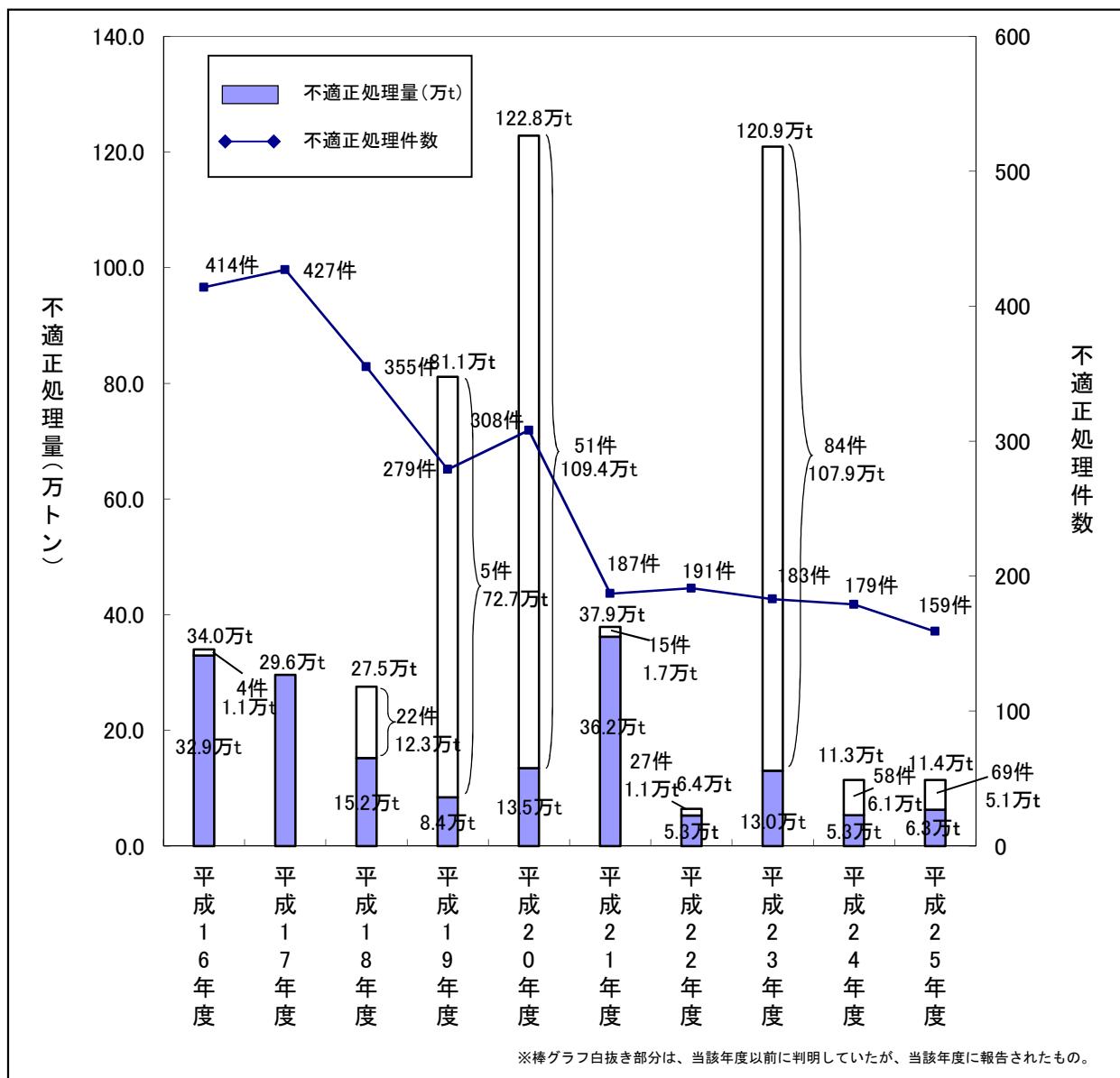
(参考)

図 表 資 料

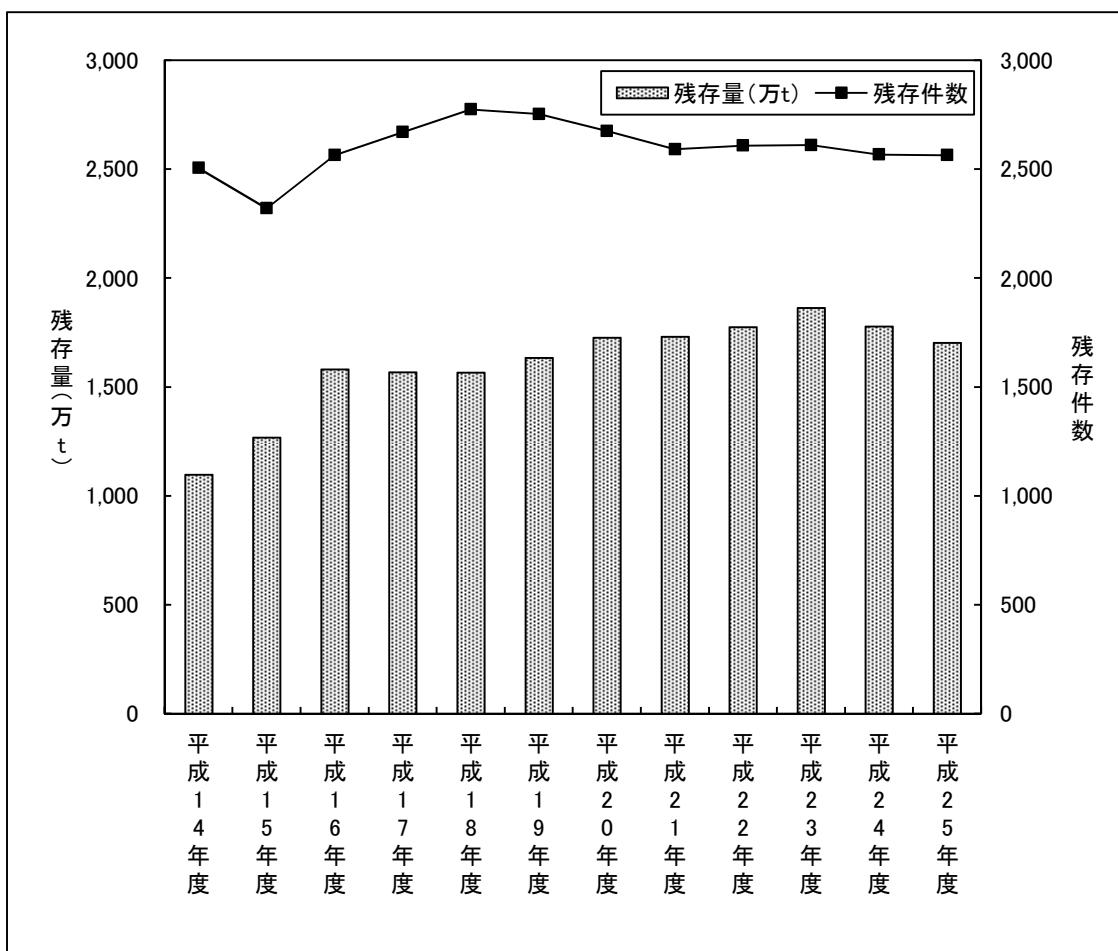


参考図1：不法投棄の新規判明件数及び量の推移

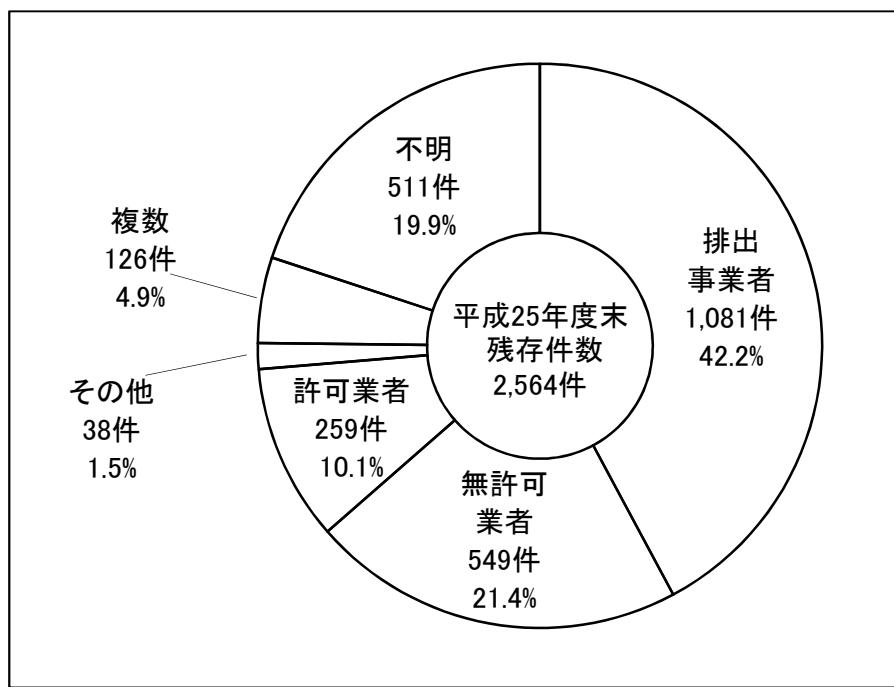
※不適正処理に関するデータについては、平成 15 年度までは不法投棄とあわせて集計している。



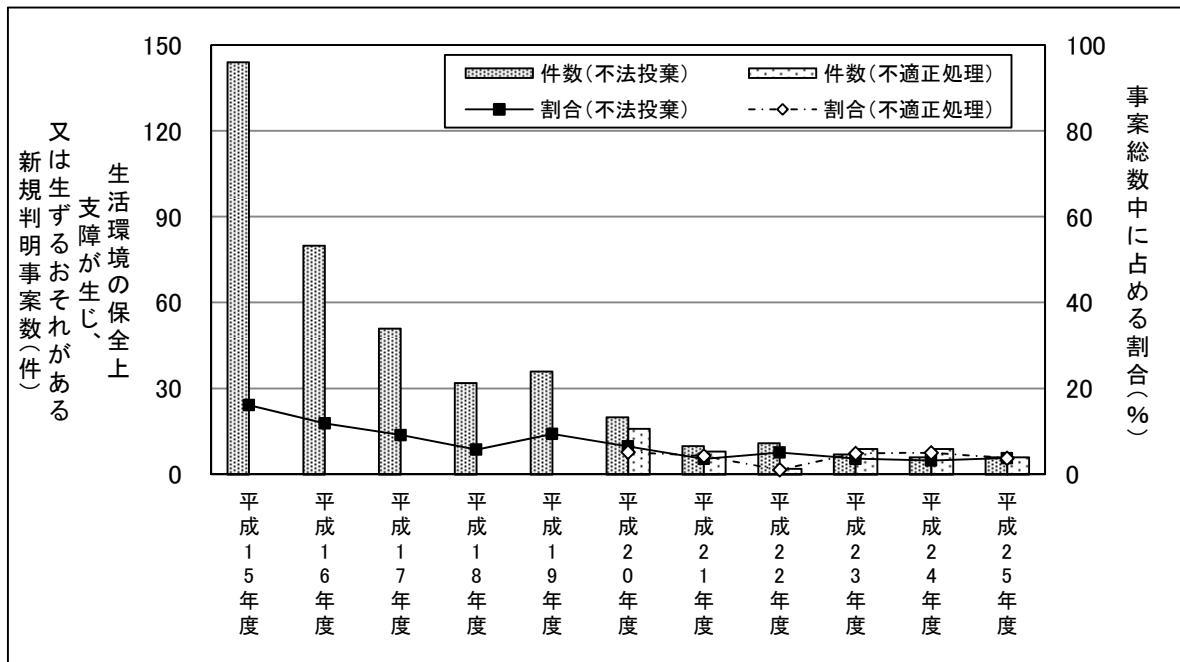
参考図2：不適正処理の新規判明件数及び量の推移



参考図3：不法投棄等の残存件数及び量の推移



参考図4：不法投棄等の実行者別残存件数（平成25年度末時点）

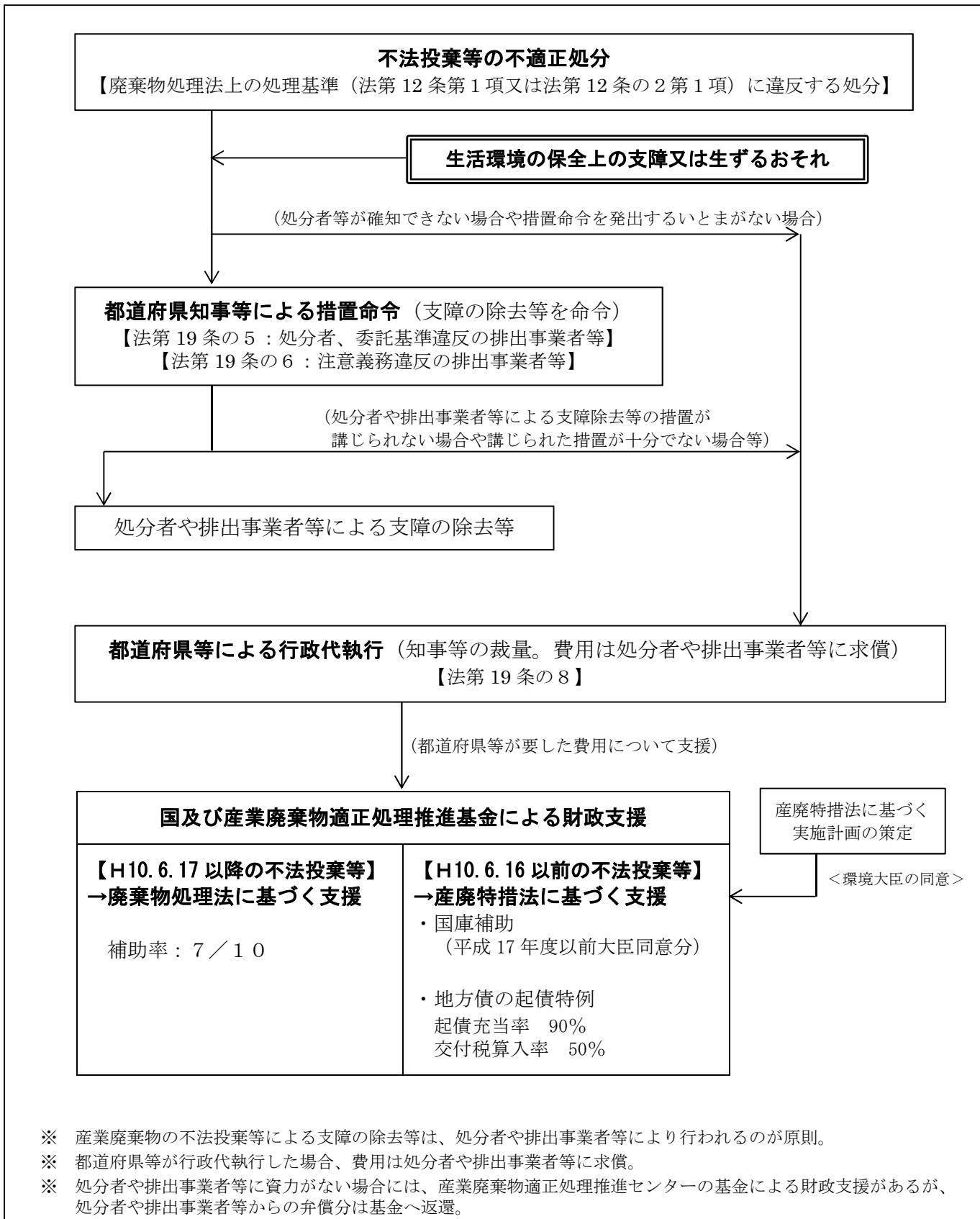


参考図5：支障等がある新規判明事案の件数及び割合

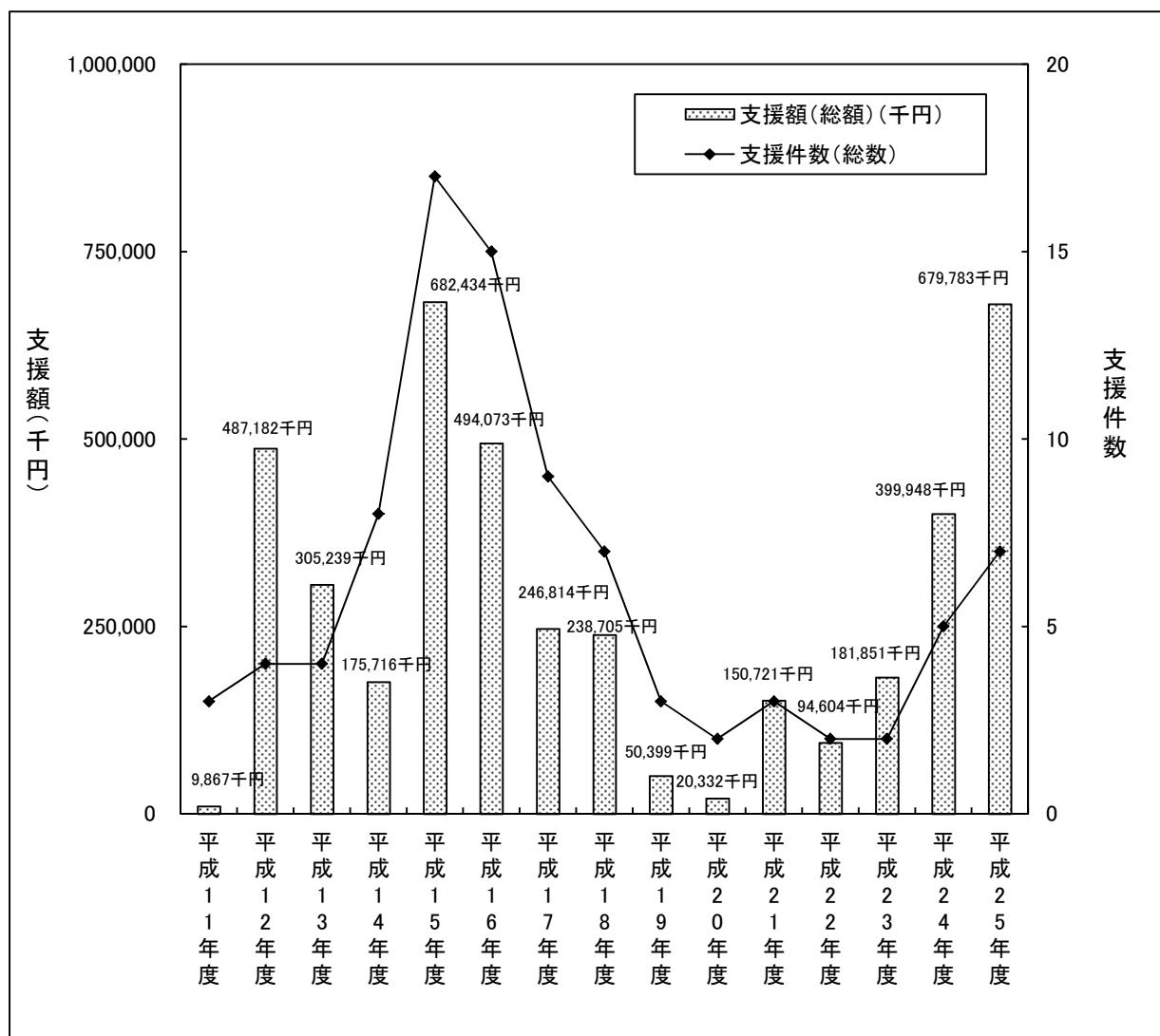
参考表1：不法投棄等事案の支障等の状況および都道府県等の対応方針

	残存件数	割合	残存量(t)	割合
現に支障が生じている	9	0.4%	2,075,070	12.2%
支障除去措置	9	0.4%	2,075,070	12.2%
現に支障のおそれがある	101	3.9%	6,668,583	39.2%
支障のおそれの防止措置(一部着手を含む)	23	0.9%	4,012,643	23.6%
周辺環境モニタリング	22	0.9%	1,914,079	11.2%
撤去指導、定期的な立入検査 等	56	2.2%	741,861	4.4%
現時点では支障等はない	2,415	94.2%	7,705,791	45.3%
改善指導、定期的な立入検査、監視 等	799	31.2%	2,728,098	16.0%
特段の対応なし	1,616	63.0%	4,977,694	29.3%
支障等調査中	39	1.5%	567,815	3.3%
支障を明確にするための確認調査	33	1.3%	344,765	2.0%
その他(継続的な立入調査)	6	0.2%	223,050	1.3%
計	2,564	100.0%	17,017,260	100.0%

※ 残存事案・平成25年度末時点



参考図6：産業廃棄物の不法投棄等に起因する支障の除去等に係る制度について



参考表2：あり方懇談会(第5回)で示された「支障除去等に関する基金制度と類似の制度等について」より抜粋

名称	設置年月	経緯等	事業規模	拠出団体・寄付者	支給対象
土壤汚染対策基金	H15年3月	土壤汚染対策法(H14年5月29日公布、H15年2月15日施行)に基づき創設	基金残高 約13億円(H19年度末)	国1/4、産業界1/4、都道府県等1/4、土地所有者等1/4	都道府県等が実施する助成事業等
財団法人漁場油濁被害救済基金	S50年3月	S50年3月3日、農林省、通産省及び運輸省の共管の下に財団法人設立の許可	H20年度事業費 防除事業2,139万円、救済事業3,546万円、特定防除事業1,559万円、防除事業5,000万円、救済事業8,500万円)	防除事業:国1/4、都道府県1/4、拠出団体(民間)1/2 救済事業:拠出団体18団体(漁業を営む個人、又は法人であつて漁協組合員であるもの等)	漁場油濁による被害漁業者
公害健康被害予防事業基金	S62年3月	中央公害対策審議会の答申を踏まえ、公害健康被害補償償法などの改正が行われ、S63年3月1日をもつて第一種地域の指定が解除され、健康被害予防事業が実施された。	基本財産 約500億円 地方公共団体助成額 H20年度 約65億円 H19年度 約5億円 H18年度 約5億円	①大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者 ②大気の汚染に関連する事業活動を行う者 ③国 拠出割合:①:②:③=8:1:1	都道府県等(地域住民の健康相談や健康診査等を実施)
石綿健康被害救済基金	H18年3月	「石綿による健康被害の救済に関する法律」の法制化により創設(H18年2月10日公布、3月27日施行)	約757億円(施行後5年間における救済費用の試算額) H20年度の救済給付支給実績 約29億 制度開始以来(H18~19年度)の救済給付支給額累計 約111.5億円	国(総額の1/2)約380億円 都道府県(事務費を除く国の支出の1/4)約92億円 事業者(国、都道府県負担分の残り)約300億円 ※事業者の内訳は、労災保険適用事業主約260万事業者等	指定疾病(中皮腫、肺がん等)に係る医療費の自己負担分、療養手当
不法投棄対策支援事業	H17年10月	自動車リサイクル法に基づき財団法人自動車リサイクル促進センターにおいて創設	特定再資源化預託金等約23億円(H20年3月末現在) 不法投棄等対策支援事業実績(H17~20年度) 1,683万円	財団法人自動車リサイクル促進センター(自動車ユーチャーから預託されたリサイクル料金の剩余金)	地方公共団体
産廃税		・H21年4月1日から施行された地方分権一括法による地方税法改正によって、課税自主権の尊重・活用を図る観点から法定外目的税制度が創設され、これを受けて地方政府において導入されている産業廃棄物の処分等に係る税。 ・方法は大きく分けて、徴収額を、排出量ベースで決定する場合(事業者申告納付方式)と、最終処分量ベースで決定する場合(最終処分業者特別徴収方式)の2通りある。 ・税収の用途としては、一般に、リサイクルの技術開発や施設整備への助成、優良な処理業者の育成、監視体制の強化等の不適正処理未然防止対策、普及啓発活動等に活用されている。			
自動車損害賠償保険事業	S30年	自動車損害賠償法に基づき創設	H20年度 収入29億円、支出59億円	政府保証勘定(自動車安全特別会計)	事故被害者(加害者不明又は無保険の場合)
アメリカのスーパーファンド		・1980年に世界で初めて米国で始められた、有害廃棄物による汚染土壌問題に対する、連邦政府レベルでの対策プログラム。連邦環境保護庁(EPA)が有害物質汚染を原因とした災害や深刻な土壤汚染から国民と環境を保護する役割を担う。 ・包括的環境対処・補償・責任法において、汚染負担の原則を責任原則として、汚染サイトの浄化責任を責任当事者に課す。ただし、責任当事者が不明又は無資力の場合、スーパーファンド予算から浄化費用を負担する。 ・スーパーファンド予算の財源は、責任当事者からの回収費用、一般会計からの回収費用、特別税(石油、化学物質に課す税、関連業界の企業収益に課す環境税)、罰金・課徴金、利子收入による。 ・1980年のスーパーファンド法は汚染者負担の原則に基づき、汚染の代表的な原因とされる化学物質や石油を取り扱う企業やその関連事業界への課税を主たる財源となり。しかし、1995年末には課税の期限が切れ、その後再導入されることなく、残りの基金と一般歳入及び潜在的責任当事者から回収した費用負担によって賄われているのが現状である。			

参考表3：あり方懇談会(第11回)で示された「新たな支援スキーム案検討比較表」

番号	負担方法	負担者	強制・任意	メリット	デメリット
1	産業廃棄物排出量に応じた負担	排出事業者	強制	・不法投棄等のリスクを排出事業者全体で負担することができる。	・負担者数が膨大で、短期間に膨大な事務量が発生。 ・個別の排出事業者及び排出量の把握が困難。 ・一定の排出量以上の排出者を対象とした場合、不公平感が生ずる。 ・正確な自己処理量の把握が困難。
2	産業廃棄物処理量に応じた負担	処理業者 産業廃棄物処理施設設置者	強制	・不法投棄等のリスクを処理業者全体で負担することができる。	・負担者数が比較的多く(1万社以上)、短期間に大きな事務量が発生。 ・許可対象外の産業廃棄物処理施設についての正確な自己処理量の把握が困難。
3	産業廃棄物最終処分量に応じた負担	最終処分場設置者	強制	・負担者数が比較的少ない(約2,000社程度)。 ・対象となる処理業者については、許可権限を有する自治体による把握が可能。	・中間処理により再生利用又は減量化された量については対象とならない。 ・対象となる最終処分量が減少傾向にある。
4	マニフェスト料金に付加した負担	マニフェスト交付者	強制 又は 任意	・既存制度の活用が可能である。 ・不法投棄等のリスクを排出事業者が広く負担することができる。	・自己処理量に対し、徴収することが困難。 ・既存料金へ上乗せした場合、実質的な料金値上げとなる。 ・紙マニフェストの発行業者の把握が困難。自社で作成した紙マニフェストの把握が困難。 ・許可不要業者分の徴収が困難。
5	団体等の出えんによる負担	業界団体・企業	任意	・徴収に当たり新たな措置が必要。	・産業界から負担額の公平性について、不満が見られるため、負担のあり方について、検討中。
6	処理業者が加入する保険制度(共済制度)からの負担	処理業者	強制	・不法投棄等のリスクを処理業者全体で負担することができる。	・保険金(給付金)は、加入者(処理業者)が取り崩すのが基本である。 ・許可不要業者分の徴収が困難。

参考表4：あり方懇談会(第12回)で示された「新たな支援スキームにおける事業者負担分の検討(案)」

番号	方式(案)	負担の概要	徴収額の算定	課題	課題解決についての検討	参考情報	試算 (事務コスト含まず。)
1	産業廃棄物排出量に応じて排出事業者が負担する。	・産業廃棄物の排出量に基づく多大な事務量が発生する。	一定の料率を乗じて算定	・排出事業者数が膨大で、短期間に多大な事務量が発生する。	・事務コストを考慮し、一定の排出量以上にに基づく多量排出事業者法に基づく多量排出事業者	産業廃棄物排出量以上(平成21年度:万t) (H20年度環境省調査) 40,366万t/年 × 0.6/24=20万t/年 [→t当たりの付加額の試算] 13,000万円 ÷ 24,000万t/t = 0.6円/t → 1円/t ※ 対象を多量排出事業者(産廃1,000t以上又は特管50t以上)に限定し、多量排出事業者からの排出量は全排出量の6割程度と想定	40,366 6,043,300 [→t当たりの付加額の試算] 13,000万円 ÷ 900万t = 14.4円/t → 15円/t
2	産業廃棄物最終処分量に応じた負担	・産業廃棄物の最終処分量に応じて最終処分場設置者が負担する。最終処分場設置者の許可を受けている事業者の料金を支払っている場合によれば、排出事業者が負担する。	算定	・排出された産業廃棄物をすべて再生利用する者や中間処理後に残さを発生させない者が負担しないこととなる。 ・中間処理量等について正確に捕捉するには困難なことから、最終処分量に限定せざるを得ないのでないか。	・中間処理により最終処分量が減少するが、最終処分量に応じて負担が生じることとなる。 ・中間処理量によって最終処分量が変動することとなる。	最終処分量については、最終処分場維持管理積立金制度により把握することができます。 ※年間最終処分量を900万tと想定	2,199 [→t当たりの付加額の試算] 13,000万円 ÷ 4,500万枚 = 2.9円/枚 → 3円/枚
3	マニフェスト料金に附加した負担	・マニフェストの枚数に応じて産業廃棄物の処理を委託した者が負担する。	算定	・マニフェストを使用しない者(自己処理を行っている者や許可不要業者)に対して徴収が困難である。	・自己処理を行っている者は、取扱いについて検討する。 ・許可不要業者のうち大量に処理を行っている者については、別途協力を要請する。	電子マニフェスト、全産業マニフェスト及び建設マニフェストで、マニフェスト総数の大半を占めると考えられる。	1,061 ・電子登録数(平成22:万件) ・紙版発行数(全産業・建設)(H22:万枚) 計 3,472 4,533 [→t当たりの付加額の試算] 13,000万円 ÷ 4,500万枚 = 2.9円/枚 → 3円/枚
参考	団体等の出えんによる負担(現行方式)	・環境大臣の要請により、団体や事業者が出えんをしてい	・社会貢献としての匡意提出 ・負担額は負担者が決定				

※1) いずれの方式も、不法投棄等が多い特徴の業種について、その実態を考慮した負担割合とすることの必要性について検討。

※2) 試算にあたっては、一年あたりの支障金額を1億円と仮定、また、産業界と国との負担割合を2:1と仮定。
→ 産業界の負担：1.9億円 × 2/3=1.3億円／年

試算にあたっては、事務コストは含めていない。

委員名簿（五十音順、敬称略）

栗津 尚悦	秋田県生活環境部長
池田 三知子	(一社) 日本経済団体連合会 環境本部長
岩津 由雄	全国知事会 調査第三部長
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科 教授
鈴木 道夫	橋元綜合法律事務所 弁護士
座長 新美 育文	明治大学法学部 専任教授
春山 豊	(一社) 日本化学工業協会 常務理事
半田 順春	埼玉県環境部長
御手洗 伸太郎	(一社) 日本建設業連合会 常務執行役
森谷 賢	(公社) 全国産業廃棄物連合会 専務理事
山田 咲道	エース会計事務所 公認会計士・税理士
若山 勝行	(一社) 全国建設業協会 常務理事
渡辺 将隆	三重県環境生活部廃棄物対策局長

平成 28 年度以降の支援のあり方について

1. 平成 28 年度以降の支援のあり方の見直しに当たっての基本的な考え方は、支障除去等に対する支援に関する検討会報告書において以下のとおりとされたところ。

【報告書 16 ページから抜粋】

- これまでの議論を踏まえれば、平成 28 年度以降の支障除去等に対する支援のあり方の見直しに当たっては、これまでの方式あるいはその延長線上での基金の造成は難しく、新たな方式とすることが適当である。
- 具体的には、前述の費用負担の考え方を踏まえ、あり方懇談会において検討された各種の支援スキーム案を参考としつつ、以下の点を基本として、制度設計を行うことが適当である。
 - ・できるだけ不公平感の少ない方式とすること
 - ・一部の業種に集中して協力を求めるのではなく、産業廃棄物に関係する方に広く薄く協力を求める仕組みであること
 - ・基金への拠出について協力を求めるためのコストができるだけかからないこと
 - ・強制ではなく任意による協力とすること
- 環境省においては、早急に関係者と調整の上、平成 28 年度以降の支障除去等に関する支援のあり方について具体的な制度設計を行い、その結果を本検討会に報告されたい。また、新たな制度設計の内容を踏まえ、必要に応じて、基金の運営体制についても所要の見直しを行うことが適当である。

2. これを受けて、環境省において、関係者と調整の上、平成 28 年度以降の支障除去等に関する支援のあり方について具体的な制度設計を行い、その結果について本検討会に報告した内容は、次ページのとおり。

環境大臣からマニフェスト頒布団体等への協力依頼の内容

平成28年度以降の支援のあり方について

平成28年度以降の支援のあり方については、平成27年9月にとりまとめられた「支障除去等に対する支援に関する検討会報告書」に示された考え方を基本として、産業界の理解と協力の下、以下のとおりとする。

1. 都道府県等が行う支障除去等に要する費用については、原因者に負担を求めることが原則であり、この原則を貫徹できない場合であって、行政対応に大きな問題がない場合に限り、基金を通じて国及び産業界による支援を行うものとする。
2. 平成28年度以降の支援必要見込み額については、過去の特殊要因（硫酸ピッヂや大規模事案）の影響を適切に割り引いた上で、これまでの支援実績を踏まえて、必要と見込まれる額を試算するものとする。
3. 今後の産業界の負担に関しては、社会貢献の観点から、産業廃棄物に関する方に広く薄く協力を求めるとの考え方方に立ち、産業廃棄物の排出から最終処分に至るまでマニフェストが幅広く利用されていることかんがみ、マニフェストを頒布等している団体等（以下「マニフェスト頒布団体等」という。）に対して、平成27年度から必要な協力を求めることとする。
4. 各マニフェスト頒布団体等に対する基金への出えん要請額については、今後5年間における支援必要見込み額を基に、前年度の紙マニフェスト頒布枚数及び電子マニフェスト登録件数を目安として、各年度の出えん要請額を算定するものとし、マニフェスト頒布団体等による基金への出えんは強制によるものではなく、社会貢献の観点からの任意の拠出とする。
5. 国、都道府県等及び産業界が一致協力して不法投棄・不適正処理の撲滅に向けた取組を引き続き強力に推進し、今後の支援必要見込み額・出えん要請額の縮減に向けて、5年ごとを目途に定期的に点検・評価を行うものとする。
このため、マニフェスト頒布団体等に対する今回の協力依頼は、今後5年間についてのものとし、その後の協力依頼については、定期的な点検・評価の結果を踏まえ、改めてマニフェスト頒布団体等と協議するものとする。